

## 森公園の公園利用料等の考え方

森公園において、公園施設を対象に利用料金を設定する場合は、要求水準及び以下の規定を遵守のうえ、事業者の提案を行う、県の承認を得て事業者が定める。

### 1. 料金別の考え方

利用料金の収入の帰属、納入者、料金等の決定方法については以下のとおり。

区分	収入の帰属	納入者	料金等の決定方法	
			提案者	考え方
施設利用料金	事業者	利用者	事業者	下記のとおり
自主提案施設運營業務に係る利用料金	事業者	利用者	事業者	下記のとおり
公募対象公園施設運營業務に係る利用料金	事業者	利用者	事業者	下記のとおり
自主事業、自主提案施設に係る公園使用料	県	事業者	事業者	設置する場合は 600 (円/㎡・年) 以上、管理する場合は 660 (円/㎡・年) 以上とすること
公募対象公園施設に係る使用料	県	事業者	事業者	
利便増進施設に係る占有料 (駐車場を含む)	県	事業者	事業者	下記のとおり
行為許可	事業者	利用者	県	三重県都市公園条例第 14 条の 16 のとおり

### 2. 利用料金の決定について

森公園の利用料金設定については、三重県都市公園条例に定める下限金額を踏まえ、以下に示す現状の利用料金や自らが提案するサービス等の水準を勘案し、利用料金を提案すること。

また、10 円未満の端数があるときにはこれを四捨五入とすること。なお、消費税率については、10%を前提として提案すること。

#### 【現状の利用料金】

##### a) 第一、第二炊飯場

項目	単位	利用料金
午前の部、午後の部のいずれか	1 回	2,000 円
1 日利用の場合	1 回	4,000 円
炉の追加	1 炉	500 円

##### b) キャンプ場

項目	単位	利用料金
終日キャンプ	1 張/日	5,000 円
デイキャンプ	1 張/日	2,000 円

##### c) キャンプファイヤー

項目	単位	利用料金
灰処理代	1 回	500 円